

人事院は、一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）に基づき、人事院規則九一―一七（俸給の特別調整額）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

令和四年四月一日

人事院総裁 川本裕子

人事院規則九一―一七―一六七

人事院規則九一―一七（俸給の特別調整額）の一部を改正する人事院規則

人事院規則九一―一七（俸給の特別調整額）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分は、これに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削り、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加え、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改める。

改正後

別表第一（第一条関係）

一〇六（略）

七 警察庁

（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	組織
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	官職
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	区分

八〇二三（略）

二四 文部科学省

改正前

別表第一（第一条関係）

一〇六（略）

七 警察庁

（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	組織
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	官職
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	区分

八〇二三（略）

二四 文部科学省

内部部局	組織	二十五 スポーツ庁	(略)	国立教育政策 研究所		(略)	組織	
	官職		(略)	(略)	(削る) に置かれるも のに限る。)	部長(教育課程 研究センター)	(略)	官職
	区分		(略)	(略)		三種	(略)	区分

内部部局	組織	二十五 スポーツ庁	(略)	国立教育政策 研究所		(略)	組織	
	官職		(略)	(略)	総合研究官 に置かれるも のに限る。)	部長(教育課程 研究センター)	(略)	官職
	区分		(略)	(略)		三種	(略)	区分

		室長（人事院の定めるものに限る。） （削る）	二種
--	--	---------------------------	----

二十六（略）

二十七 厚生労働省

分室	地方厚生局	（略）	組織
課長（人事院の定めるもの）	（略）	（略）	官職
五種	（略）	（略）	区分

		室長（人事院の定めるものに限る。） 企画官（人事院の定めるものに限る。）	二種
--	--	---	----

二十六（略）

二十七 厚生労働省

分室	地方厚生局	（略）	組織
課長（人事院の定めるもの）	（略）	（略）	官職
五種	（略）	（略）	区分

	地方航空局	(略)	組 織
課長	(略)	(略)	官 職
空港管理企画調			
四種	(略)	(略)	区 分

三十八～三十五 (略)  
三十六 国土交通省

(略)	
(略)	指導医療官(人)に限る。 事院の定める ものに限る。
(略)	

	地方航空局	(略)	組 織
課長	(略)	(略)	官 職
建築調整官			
四種	(略)	(略)	区 分

三十八～三十五 (略)  
三十六 国土交通省

(略)	
(略)	(新設) 限る。
(略)	

三十七〜四十三	(略)	
	(略)	整官 次席航空機検査 官（人事院の 定めるものに 限る。）
	(略)	
三十七〜四十三	(略)	
	(略)	次席航空機検査 官（人事院の 定めるものに 限る。）
	(略)	

附 則

この規則は、公布の日から施行する。